

公開講演会の御知らせ

一般社団法人比較後見法制研究所 www.hikaku-kouken.or.jp/recruit.htm

報告者：オーストリア・インスブルック大学法学部教授・ミヒャエル ガナー

第一テーマ：「成年者保護協会による「解明」Abklärungの新しい形態—クリアリング」

第二テーマ：「オーストリアとヨーロッパにおける成年者保護法の展開」

報告者：インスブルック大学教授 ミヒャエル・ガナー

日時：日時：9月22（土） 14時から17時まで

場所：場所：早稲田大学：8号館3階308教室（地下鉄東西線・早稲田駅下車）

今回の第一テーマでは、広義の後見の必要性等について、裁判所の手続の前に、主として社会福祉の専門家による検討がなされる「クリアリング」制度を中心に検討します。第二テーマでは、国連の権利条約との関連を座標軸として、成年後見制度のヨーロッパ全体の発展傾向の概観を行います。障害者権利条約を前提にした報告はすでに何回かお願いしておりますが、最新の立法動向に関心を向けたいと思います。ヨーロッパの成年者護法の立法動向についての報告は、日本の成年後見法の問題を考える上で参考になると思います。多くの方のご参加を期待しております。いつものように、独・日の通訳がつきます。

なお、「文部科学省科学研究費補助金研究プロジェクト」文部科学省科学研究費・基盤C（一般）「比較法的研究に基づく後見人の権限のあり方に関する具体的提言」との関連で、参加費用は無料です。ただし、参加希望者は、下記まで、参加通知をしてください。

tayama@waseda.jp、希望者が、もし80人を超えましたら、会場の関係で、締め切らせていただきます。以上。